

案の2

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕の数量の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第8条第2項に基づき、本府の採捕の数量を公表します。

令和2年3月9日
京都府知事 西脇 隆俊

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 知事管理量に対する採捕の数量の割合
91.6% (A/B)
※ 定置漁業における採捕の数量：15.202トン (A)
知事管理量のうち定置漁業の割当量*：16.6 トン (B)
(*「京都府の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画1の別に定める「くろまぐろ」について」(令和2年2月27日変更)の第3に規定された数量)
- 4 知事管理量の対象となる採捕の数量が当該管理量を超えると見込まれる時期
令和2年3月
(参考：令和2年2月29日時点の定置漁業の採捕の数量：12.164トン
直近3年間の3月の採捕の数量：0.2～31.4トン)

案の3

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第9条第2項に基づく「くろまぐろ」の採捕に関する勧告について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第9条第2項に基づき、本府の知事管理量について適切な管理措置を実施するよう勧告します。

令和2年3月9日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 第1種特定海洋生物資源の種類
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚
- 2 管理期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
- 3 管理措置
 - ・ 漁業者は網起こし回数のさらなる削減、全ての生残個体の放流など漁獲量のさらなる削減策を講じる。
 - ・ 本府はこれらの措置の実施を勧告する。併せて、京都府漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。
- 4 有効期間
この指導は、令和2年3月31日限り、その効力を失う